伊勢市公報

第 143 号
平成 23 年 10 月 20 日
木　曜　日

目　　次

頁

条　例
○　伊勢市産業支援センター条例の一部を改正する条例　3
○　伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例　8
○　伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例　10
○　伊勢市営住宅管理条例等の一部を改正する条例　12

規　則
○　伊勢市景観規則の一部を改正する規則　16
○　伊勢市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則　18

告　示
○　平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率の状況について　32
○　平成 22 年度決算に基づく資金不足比率の状況について　33

教育委員会告示
○　教育委員会会議の招集について　34

東大淀土地改良区総代選挙選挙長告示
○　東大淀土地改良区総代選挙選挙長関係
・　候補者の届出について　35
・　無投票の確定について　36
・　選挙会の日時及び場所について　37

選挙管理委員会告示
○　三重海区漁業調整委員会委員選挙人名簿関係
・　三重海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧日時及び場所について　38
○　東大淀土地改良区総代選挙関係
・　選挙期日等について　39
・　選挙長の行う告示の方法について　40
・　候補者届出書等の提出場所について　41
・　候補者届出書等の様式について　42
・　投票用紙等に押すべき印について　43
・　選挙長及び同職務代理者の選任について　44
・　選挙立会人の選任について　45
・　投票用紙の様式について　46
○　伊勢市農業委員会委員選挙関係
・　投票区の設置について　48
・　候補者届出書等の提出場所を定めることについて　50
・　不在者投票用紙等の交付場所を定めることについて　51

公　告
○　伊勢都市計画高度地区の案の縦覧について　52
○　伊勢都市計画特別用途地区の案の縦覧について　54
○　伊勢都市計画用途地域の案の縦覧について　55
○　伊勢都市計画特定用途制限地域の案の縦覧について　57
○　農用地利用集積計画について　58

○　公示送達　59

伊勢市産業支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 10 月 14 日

伊勢市長　鈴　木　健　一

伊勢市条例第 15 号

伊勢市産業支援センター条例の一部を改正する条例

伊勢市産業支援センター条例（平成 19 年伊勢市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第１条中「及び企業誘致型事業」を削る。

第３条中第３号を削り、第４号を第３号とし、第５号を削り、第６号を第４号とする。

第 14 条を第 17 条とし、第 13 条を第 16 条とする。

第 12 条中「使用者」を「利用者」に、「使用する」を「利用する」に改め、同条を第 15 条とする。

第 11 条中「使用者」を「利用者」に、「その使用」を「その利用」に、「第８条」を「第 11 条」に、「使用の許可」を「利用の許可」に、「若しくは使用」を「若しくは利用」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 14 条とする。

第 10 条の見出し中「目的外使用等」を「目的外利用等」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用する」を「利用する」に改め、同条を第 13 条とする。

第９条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第１項中「使用者」を「利用者」に、「別表に定める使用料及び手数料を」を「センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に」に改め、同条第３項中「使用料又は手数料」を「利用料金」に、「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同項を同条第６項とし、同条第２項中「前項の規定にかかわらず、市長」を「指定管理者」に、「使用料又は手数料」を「利用料金」に改め、同項を同条第５項とし、同条第１項の次に次の３項を加える。

２　前項に規定する利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定

管理者が定めるものとする。

3　指定管理者は、利用料金を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

4　市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

第９条を第12条とする。

第８条の見出し中「使用許可」を「利用の許可」に改め、同条第１項各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「第６条」を「第９条」に、「使用者」を「利用者」に、「使用の許可」を「利用の許可」に、「又は使用」を「又は利用」に、「若しくは使用」を「若しくは利用」に改め、同項第１号中「使用者」を「利用者」に改め、同項第２号中「使用者」を「利用者」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同項第４号及び第５号中「使用」を「利用」に改め、同項第６号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第２項中「使用」を「利用」に、「市」を「市又は指定管理者」に改め、同条を第11条とする。

第７条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改め、同条を第10条とする。

第６条の見出し中「使用又は委託」を「利用」に改め、同条第１項中「使用しようとする者又は第３条第５号に規定する材料試験を委託しようとする者」を「利用しようとする者」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第２項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第９条とする。

第５条の見出しを「(利用対象者)」に改め、同条中「センターの使用対象者」を「センターを利用することができる者（以下「利用対象者」という。）」に改め、同条に次の１項を加える。

2　前項に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるときは、

施設ごとに利用対象者の要件を定めることができる。

第5条を第8条とし、第4条の次に次の3条を加える。

（指定管理者による管理）

第5条　市長は、第1条の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第6条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)　第3条に規定する事業を行うために必要な業務

(2)　センターの施設の利用の手続及び許可に関する業務

(3)　センターの維持管理に関する業務

(4)　前3号に掲げるもののほか、センターの管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

（開館時間及び休館日）

第7条　センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

2　センターの休館日は、伊勢市の休日を定める条例（平成17年伊勢市条例第2号）に規定する市の休日とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

3　前2項の規定にかかわらず、起業家支援室及び起業準備支援室については、常時利用することができる。

別表中「(第9条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同表1の表中「1 使用料」を「利用料金」に改め、同表開放試験室の項及び作業実習室の

項中「使用」を「利用」に改め、同表備考中「使用に」を「利用に」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

別表2の表を削る。

附　則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 10 月 14 日

伊勢市長　鈴　木　健　一

伊勢市条例第16号

伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例

伊勢市都市公園条例（平成17年伊勢市条例第159号）の一部を次のように改正する。

別表中「

公園施設を設ける場合	年額	1平方メートル	600円

」を

「

公園施設を設ける場合	自動販売機	月額	1平方メートル	2,000円以上で立地条件、営業形態等を勘案して市長が定める額
	その他の施設	年額	1平方メートル	600円

」に改める。

附　則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 10 月 14 日

伊勢市長　鈴　木　健　一

伊勢市条例第17号

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成17年伊勢市条例第162号）の一部を次のように改正する。

別表第１の16の項第４号中「有線放送電話に関する法律(昭和32年法律第152号)による有線放送電話業務、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和26年法律第135号)による有線ラジオ放送」を「有線ラジオ放送（有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和25年法律第132号)第64条第１項ただし書に規定するラジオ放送をいう。)」に、「有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)による有線テレビジョン放送」を「有線テレビジョン放送(有線電気通信設備を用いて行われる放送法第２条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。)」に改める。

別表第２の26の項中「放送法（昭和25年法律第132号）による放送事業」を「放送法第２条第２号に規定する基幹放送」に改め、同表27の項を削り、同表28の項を同表27の項とし、同表29の項から38の項までを１項ずつ繰り上げる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市営住宅管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 10 月 14 日

伊勢市長　鈴　木　健　一

伊勢市条例第18号

伊勢市営住宅管理条例等の一部を改正する条例

（伊勢市営住宅管理条例の一部改正）

第１条　伊勢市営住宅管理条例（平成17年伊勢市条例第163号）の一部を次のように改正する。

目次中「第52条」を「第51条の12」に改める。

第６章中「第52条」の前に次の２条を加える。

（指定管理者による管理）

第51条の12　市長は、市営住宅及び共同施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法第244条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に市営住宅及び共同施設の管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第51条の13　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)　市営住宅の入居者の募集並びに入居及び退去の手続に関する業務

(2)　市営住宅及び共同施設の維持管理に関する業務

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が市営住宅及び共同施設の管理上必要と認める業務

（伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第２条　伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年伊勢市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第30条の次に次の２条を加える。

（指定管理者による管理）

第30条の２　市長は、特定公共賃貸住宅の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法第244条の２第３項の規定により、法人その

他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に特定公共賃貸住宅の管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第30条の３　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)　特定公共賃貸住宅の入居者の募集並びに入居及び退去の手続に関する業務

(2)　特定公共賃貸住宅の維持管理に関する業務

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が特定公共賃貸住宅の管理上必要と認める業務

（伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第３条　伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年伊勢市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の２条を加える。

（指定管理者による管理）

第14条　市長は、改良住宅の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に改良住宅の管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第15条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)　改良住宅の入居者の募集並びに入居及び退去の手続に関する業務

(2)　改良住宅の維持管理に関する業務

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が改良住宅の管理上必要と認める業務

附　則

この条例は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

伊勢市景観規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 10 月 4 日

伊勢市長　鈴　木　健　一

伊勢市規則第39号

伊勢市景観規則の一部を改正する規則

伊勢市景観規則（平成21年伊勢市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第７条第５項第２号中「第９条」を「第10条」に、「第13条」を「同法第20条」に、「第14条」を「第21条」に、「第56条」を「同法第68条」に改める。

第８条に次の１号を加える。

(8)　仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

様式第１号から第11号まで中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にある改正前の伊勢市景観規則に定める様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 10 月 11 日

伊勢市長　　鈴　木　健　一

伊勢市規則第40号

伊勢市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

伊勢市障害者自立支援法施行細則（平成18年伊勢市規則第58号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、第2号及び第6号を次のように改める。

様式第8号及び第13号中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

様式第15号を次のように改める。

様式第16号、第18号及び第21号中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

様式第22号中「(あて先)」を「(宛先)」に、「医療方個別減免・補足給付」の次に「(施設入所に限る。)」を加える。

様式第23号中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

様式第25号中「伊勢市厚生福祉事務所長様」を「(宛先) 伊勢市厚生福祉事務所長」に改める。

様式第28号、第29号及び第38号中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

附　則

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正後の伊勢市障害者自立支援法施行細則に定める様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第１号（第３条関係）

（介護給付費　訓練等給付費　特定障害者特別給付費）
支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

（宛先）伊勢市厚生福祉事務所長

次のとおり申請します。

申請年月日　平成　　年　　月　　日

申請者	フリガナ		生年月日	明治　大正 昭和　平成　　年　　月　　日
	氏　　名			
	居 住 地	〒 電話番号		
フリガナ 支給申請に係る障害児氏名			生年月日	昭和・平成　　年　　月　　日
			続　　柄	

身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号	
被保険者証の記号及び番号（※）		保険者名及び番号（※）			
障害基礎年金１級の受給の有無（就労継続支援Ｂ型のサービスを申請する者に限る。）					有　・　無

※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、療養介護を申請する場合記入すること。

サービス利用の状況	障害福祉関係サービス	障害程度区分の認定	有・無	区分　１　２　３　４　５　６	有効期間	
		利用中のサービスの種類と内容等				
	介護保険サービス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援（　）・要介護　１　２　３　４　５	
		利用中のサービスの種類と内容等				

申請するサービス	区分	サービスの種類 介護給付費	サービスの種類 訓練等給付費	申請に係る具体的内容
	訪問系・その他	□居宅介護		
		□重度訪問介護		
		□同行援護		
		□行動援護		
		□児童デイサービス		
		□短期入所		
		□重度障害者等包括支援		
	日中活動系	□療養介護	□自立訓練（機能訓練）	
		□生活介護	□自立訓練（生活訓練）	
			□宿泊型自立訓練	
			□就労移行支援	
			□就労移行支援（養成施設）	
			□就労継続支援Ａ型	
			□就労継続支援Ｂ型	
	居住系	□共同生活介護（ケアホーム）	□共同生活援助（グループホーム）	
		□施設入所支援		
	旧法施設支援	□旧身体障害者更生施設（入所・通所）	□旧身体障害者療護施設（入所・通所）	
		□旧身体障害者授産施設（入所・通所）	□旧知的障害者更生施設（入所・通所）	
		□旧知的障害者授産施設（入所・通所）	□旧知的障害者通勤寮	

サービス利用計画又は個別支援計画を作成するために必要があるときは、障害程度区分認定に係る認定調査・概況調査の内容、サービス利用意向聴取の内容、市町村審査会における審査判定結果・意見及び医師意見書の全部又は一部を、伊勢市から指定相談支援事業者、障害福祉サービス事業者若しくは障害者支援施設の関係人に提示することに同意します。

申請者氏名

主治医（※）	主治医の氏名		医療機関名	
	所　在　地	〒 電話番号		

（※）主治医の欄は、介護給付費（旧法指定施設を除く。）を申請する場合記入すること。

申請する減免の種類

□　Ⅰ　負担上限月額に関する認定

下記の区分の適用を申請します。

（あてはまるものに〇をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。）

１．生活保護受給世帯

２．市町村民税非課税世帯（※）に属する者

※　療養介護を利用する場合は、①又は②のあてはまる方にも〇をつける。

①　利用者本人の合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が８０万円以下のもの

②　①以外のもの

３．市町村民税非課税世帯（障害者:所得割 16 万円未満、障害児:所得割 28 万円未満）に属する者

□　Ⅱ　医療型個別減免に関する認定

下記のいずれにもあてはまるため、医療型個別減免を申請します。

〈２０歳以上の方〉	〈２０歳未満の方〉
１．療養介護利用者であること（年令　　才） ２．市町村民税非課税世帯の者	１．療養介護利用者であること（年令　　才）

□　Ⅲ　施設入所者（注）に対する特定障害者特別給付費（補足給付）に関する認定（入所施設の食費等軽減措置）

下記のいずれにもあてはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。

（注）対象施設は、介護給付費の対象となる入所施設（障害者支援施設、特定旧法指定施設）

〈２０歳以上の方〉	〈２０歳未満の方〉
１．施設入所者であること（年令　　才） ２．市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯の者	１．施設入所者であること（年令　　才）

□　Ⅳ　グループホーム等入居者（注）に対する特定障害者特別給付費（補足給付）に関する認定（家賃軽減措置）

市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯にあてはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。

（注）対象事業所は、共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）

□　Ⅴ　生活保護への移行予防措置（定率負担減免措置、補足給付の特例措置）に関する認定

生活保護への移行予防措置（□定率負担減免措置　□補足給付の特例措置）を申請します。

※　福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

申請書提出者	□申請者本人　　□申請者本人以外（下の欄に記入）		
氏　　名		申請者との関係	
住　　所	〒 電話番号		

様式第２号（第３条関係）

（介護給付費　訓練等給付費　特定障害者特別給付費）支給決定通知書兼
利用者負担額減額・免除等決定通知書

第　　　　　号
年　　月　　日

〒　　－

様

伊勢市厚生福祉事務所長　印

年　　月　　日に申請のありました（（介護給付費　訓練等給付費　特定障害者特別給付費）の支給）（及び）（利用者負担額減額・免除等）について、（障害者自立支援法第22条（及び）障害者自立支援法第29条）（障害者自立支援法第34条）の規定に基づき下記のとおり決定し、受給者証を交付しますので通知します。

記

受給者証番号		支給決定障害者（保護者）氏名	
支給決定年月日		支給決定に係る障害児氏名	
障害程度区分		障害程度区分の有効期間	

	サービスの種類	支援の内容及び支給量	有効期間
支給決定内容			

利用者負担上限月額	円	左の上限月額の適用期間	
特定障害者特別給付費（施設入所支援・旧法施設支援）	日額　　円	左の給付費の適用期間	
特定障害者特別給付費（共同生活介護・共同生活援助・重度障害者等包括支援）	月額　　円	左の給付費の適用期間	

療養介護医療	公費負担者番号		公費受給者番号	
	療養介護医療（食事療養（生活療養）を除く）の負担上限月額	月額　　円	食事療養（生活療養）の負担上限月額	月額　　円
	上限額の適用期間			

不服申立て及び取消訴訟

1　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に三重県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、三重県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

2　また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

(1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。
(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先

様式第６号（第３条関係）

（介護給付費　訓練等給付費　特定障害者特別給付費）支給変更申請書兼
利用者負担額減額・免除等変更申請書

（宛先）伊勢市厚生福祉事務所長
次のとおり申請します。

申請年月日　平成　　年　　月　　日

申請者	フリガナ / 氏　名		生年月日	明治　大正 昭和　平成　　年　　月　　日
	居住地	〒 電話番号		
フリガナ / 支給申請に係る障害児氏名			生年月日	昭和・平成　　年　　月　　日
			続　柄	

身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号	
被保険者証の記号及び番号（※）		保険者名及び番号（※）			

※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、療養介護を申請する場合記入すること。

サービス利用の状況	障害福祉関係サービス	障害程度区分の認定	有・無	区分　１　２　３　４　５　６	有効期間	
		利用中のサービスの種類と内容等				
	介護保険サービス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援（　）・要介護　１　２　３　４　５	
		利用中のサービスの種類と内容等				
変更の理由						

		サービスの種類		申請に係る具体的内容
	区分	介護給付費	訓練等給付費	
変更を申請するサービス	訪問系・その他	□居宅介護		
		□重度訪問介護		
		□同行援護		
		□行動援護		
		□児童デイサービス		
		□短期入所		
		□重度障害者等包括支援		
	日中活動系	□療養介護	□自立訓練（機能訓練）	
		□生活介護	□自立訓練（生活訓練）	
			□就労移行支援	
			□就労継続支援（Ａ型）	
			□就労継続支援（Ｂ型）	
	居住系	□共同生活介護（ケアホーム）	□共同生活援助（グループホーム）	
		□施設入所支援		
	旧法施設支援	□身体障害者更生施設（入所・通所）	□身体障害者療護施設（入所・通所）	
		□身体障害者授産施設（入所・通所）	□知的障害者更生施設（入所・通所）	
		□知的障害者授産施設（入所・通所）	□知的障害者通勤寮	

<table>
<tr><td rowspan="2">主治医（※）</td><td>主治医の氏名</td><td></td><td>医療機関名</td><td></td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="3">〒

電話番号</td></tr>
</table>

（※）主治医の欄は、介護給付費（旧法指定施設を除く。）を申請する場合記入すること。

<table>
<tr><td rowspan="8">申請する減免の種類</td><td colspan="2">□　Ⅰ　負担上限月額に関する認定
下記の区分の適用を申請します。
（あてはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。）
１．生活保護受給世帯
２．市町村民税非課税世帯（※）に属する者
※　療養介護を利用する場合は、①又は②のあてはまる方にも○をつける。
①　利用者本人の合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が８０万円以下のもの
②　①以外のもの
３．市町村民税非課税世帯（障害者：所得割 16 万円未満、障害児：所得割 28 万円未満）に属する者</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　Ⅱ　医療型個別減免に関する認定
下記のいずれにもあてはまるため、医療型個別減免を申請します。</td></tr>
<tr><td>〈２０歳以上の方〉
１．療養介護利用者であること（年令　　才）
２．市町村民税非課税世帯の者</td><td>〈２０歳未満の方〉
１．療養介護利用者であること（年令　　才）</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　Ⅲ　施設入所者（注）に対する特定障害者特別給付費（補足給付）に関する認定（入所施設の食費等軽減措置）
下記のいずれにもあてはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。
（注）対象施設は、介護給付費の対象となる入所施設（障害者支援施設、特定旧法指定施設）</td></tr>
<tr><td>〈２０歳以上の方〉
１．施設入所者であること（年令　　才）
２．市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯の者</td><td>〈２０歳未満の方〉
１．施設入所者であること（年令　　才）</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　Ⅳ　グループホーム等入居者（注）に対する特定障害者特別給付費（補足給付）に関する認定（家賃軽減措置）
市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯にあてはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。
（注）対象事業所は、共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　Ⅴ　生活保護への移行予防措置（定率負担減免措置、補足給付の特例措置）に関する認定
生活保護への移行予防措置（□定率負担減免措置　□補足給付の特例措置）を申請します。
※　福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。</td></tr>
</table>

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

<table>
<tr><td>申請書提出者</td><td colspan="3">□申請者本人　　□申請者本人以外（下の欄に記入）</td></tr>
<tr><td>氏　　　名</td><td></td><td>申請者との関係</td><td></td></tr>
<tr><td>住　　　所</td><td colspan="3">〒

電話番号</td></tr>
</table>

様式第15号（第８条関係）

（一）

障害福祉サービス受給者証		
受給者証番号		
支給決定障害者等	居住地	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年　月　日
障害児	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
障害種別		１　２　３
交付年月日		平成　年　月　日
支給市町村名及び 印		

（二）

介護給付費の支給決定内容	
障害程度区分	
認定有効期間	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで
予備欄	

（三）

サービス種別		
支給量等		
支給決定期間	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで	
サービス種別		
支給量等		
支給決定期間	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで	
旧法施設支援		
サービス種別		
支給量等		障害程度区分
支給決定期間	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで	
サービス種別		
支給量等		障害程度区分
支給決定期間	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで	

（四）

訓練等給付費の支給決定内容	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで
予備欄	

（五）

サービス利用計画作成費の支給内容	
支給期間	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで
指定相談支援事業所名	
指定相談支援事業所名	
予備欄	

特定障害者特別給付費の支給内容	
施設入所支援又は旧法支援施設	
支給額	円／日
適用期間	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで
共同生活介護、共同生活援助又は重度障害者等包括支援	
支給額	円／月
適用期間	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで
予備欄	

（六）

利用者負担に関する事項			
利用者負担割合（原則）	1割	負担上限月額	
適用期間	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで		
食事提供体制加算対象者			
適用期間	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで		
利用者負担上限額管理対象者該当の有無			
利用者負担上限額管理事業所名			
特記事項欄			
予備欄			

（七）

番号	訪問系サービス事業者記入欄		
1	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	平成 年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	平成 年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
2	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	平成 年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	平成 年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
3	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	平成 年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	平成 年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		

（八）

番号	訪問系サービス事業者記入欄		
4	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量		
	契約日	平成 年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	平成 年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
5	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量		
	契約日	平成 年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	平成 年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
6	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量		
	契約日	平成 年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	平成 年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		

（九）

番号	児童デイサービス事業者記入欄			
1	事業者及びその事業所の名称			
	契約日	平成 年 月 日		
	サービス内容			
	契約支給量(／月)	日		
	事業者確認印			
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	平成 年 月 日		
	サービス内容			
	当該サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	日		
	事業者確認印			
2	事業者及びその事業所の名称			
	契約日	平成 年 月 日		
	サービス内容			
	契約支給量(／月)	日		
	事業者確認印			
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	平成 年 月 日		
	サービス内容			
	当該サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	日		
	事業者確認印			

（十）

短期入所事業者実績記入欄					
番号	事業者及びその事業所の名称	実施日	日数	月累計	事業者確認印
1		平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで			
2		平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで			
3		平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで			
4		平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで			
5		平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで			
6		平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで			
7		平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで			
8		平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで			
9		平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで			
10		平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで			
11		平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで			
12		平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで			

（十一）

番号	生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・旧法施設支援（通所）事業者記入欄		
1	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量（／月）	日	
	契約日	平成　年　月　日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	平成　年　月　日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
2	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量（／月）	日	
	契約日	平成　年　月　日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	平成　年　月　日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
3	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量（／月）	日	
	契約日	平成　年　月　日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	平成　年　月　日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		

（十二）

療養介護・共同生活介護・共同生活援助・施設入所支援・旧法施設支援（入所）事業者記入欄			
番号	事業者及びその事業所の名称	入所（居）日 退所（居）日	事業者確認印
1		入所（居）日 平成　年　月　日	
		退所（居）日 平成　年　月　日	
2		入所（居）日 平成　年　月　日	
		退所（居）日 平成　年　月　日	

予備欄

（十三）

注意事項欄

1　この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。
2　指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスを受けようとするときは、必ずこの証を指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当事業所に提示してください。
3　療養介護を受けようとするときは、この証に医療保険の被保険者証及び療養介護医療受給者証を添えて、指定療養介護事業所に提示してください。
4　指定障害福祉サービス等を受けるときに支払う金額は、指定障害福祉サービス等に要した費用（食費、光熱水費等を除く。）の1割です。ただし、六面の負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限になります（個別減免等の認定を受けた場合には減免後の額が表示されています。）。また、食事等に要する費用について、特定障害者特別給付費欄に記載する額を一日当たりの上限として支給します。なお、基準該当障害福祉サービスを受ける場合等は市町村の窓口にお問い合わせください。
5　負担上限月額及び特定障害者特別給付費については、毎年利用者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を市町村に提出してください。
6　支給決定期間を経過したときは介護給付費等の支給を受けられませんので、支給決定期間を経過する前に、市町村にこの証を添えて、支給の再申請をしてください。

（十四）

注意事項欄

7　支給量の変更を必要とする場合は、支給量の変更の申請をすることができます。また、他の種類の障害福祉サービスを受ける必要がある場合は、市町村に支給申請をしてください。（サービスの種類によっては、障害程度区分の（変更）認定を受ける必要があります。）
8　この証の一、六面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて市町村にその旨を届け出てください。
9　支給決定期間内に、居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した市町村にご連絡、ご相談ください。
　また、支給決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した市町村（旧居住地の市町村）に届け出てください.
10 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。
　また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに市町村に返してください。
11 受給者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を市町村に返してください。
12 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。
13 支給決定の内容欄に記載されていない障害福祉サービスについては、介護給付費等の支給は受けられません。

伊勢市告示第127号

平成22年度決算に基づく健全化判断比率の状況について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第３条第１項の規定により、平成22年度決算に基づく健全化判断比率の状況を次のとおり公表します。

平成23年10月13日

伊勢市長　鈴　木　健　一

記

（単位：％）

項　　目	比率	上段：早期健全化基準 下段：財政再生基準
実質赤字比率	－	11.84
		20.00
連結実質赤字比率	－	16.84
		35.00
実質公債費比率	8.8	25.0
		35.0
将来負担比率	36.2	350.0

（注）数値が算定されない場合は、「－」で表記

伊勢市告示第128号

平成22年度決算に基づく資金不足比率の状況について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成22年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり公表します。

平成23年10月13日

伊勢市長　鈴　木　健　一

記

（単位：%）

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	15.0	20.0
水道事業会計	―	
下水道事業会計	―	
認知症対応型共同生活介護事業会計	―	
農業集落排水事業特別会計	―	

（注）数値が算定されない場合は、「－」で表記

伊勢市教育委員会告示第 12 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 23 年 10 月 13 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会

委員長　熊　谷　　渉

記

１　日　時　　平成 23 年 10 月 20 日（木）午後 7 時

２　場　所　　伊勢市教育委員会（小俣総合支所）２階 第１・２会議室

３　会議に付する事件

議案第 22 号　伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部改正について

伊勢市選挙管理委員会告示第41号

平成23年９月１日現在で調製した三重海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成23年10月３日

伊勢市選挙管理委員会
委員長　鈴 木 市 郎

記

１　縦 覧 日 時　　平成23年10月20日（木）から11月３日（木）までの間、毎日午前８時30分から午後５時まで

２　縦 覧 場 所　　伊勢市岩渕１丁目７番29号
伊 勢 市 役 所 東 庁 舎 ４ 階
伊 勢 市 選 挙 管 理 委 員 会 室
（休日は、本庁舎１階守衛室）

伊勢市選挙管理委員会告示第42号

平成23年11月9日に任期満了の東大淀土地改良区総代選挙を、下記のとおり執行します。

平成23年10月12日

伊勢市選挙管理委員会
委員長　鈴　木　市　郎

記

１　選　挙　期　日　　平成23年10月19日（水）

２　投　票　時　間　　午前９時から午後３時まで

３　選挙すべき総代数　　30人

伊勢市選挙管理委員会告示第43号

平成23年10月19日執行の東大淀土地改良区総代選挙における選挙長の行う告示は、伊勢市公告式条例によります。

平成23年10月12日

伊勢市選挙管理委員会
委員長　鈴　木　市　郎

伊勢市選挙管理委員会告示第44号

平成23年10月19日執行の東大淀土地改良区総代選挙における候補者届出書等の提出場所を、下記のとおり定めます。

平成23年10月12日

伊勢市選挙管理委員会
委員長　鈴　木　市　郎

記

提 出 場 所　　伊勢市東大淀町485番地
東大淀土地改良区事務所

伊勢市選挙管理委員会告示第45号

平成23年10月19日執行の東大淀土地改良区総代選挙における候補者届出書等の様式を、下記のとおり定めます。

平成23年10月12日

伊勢市選挙管理委員会
委員長　鈴　木　市　郎

記

1　候補者届出書
公職選挙法施行規則別記第19号様式のうち添付書類欄を除き横書きとし、これを準用する。

2　候補者辞退届出書
公職選挙法施行規則別記第16号様式の17を横書きとし、これを準用する。

伊勢市選挙管理委員会告示第46号

平成23年10月19日執行の東大淀土地改良区総代選挙に用いる投票用紙等に押すべき印を、下記のとおり定めます。

平成23年10月12日

伊勢市選挙管理委員会
委員長　鈴　木　市　郎

記

伊勢市選挙管理委員会告示第47号

平成23年10月19日執行の東大淀土地改良区総代選挙における選挙長及び同職務代理者を、下記のとおり選任します。

平成23年10月12日

伊勢市選挙管理委員会
委員長　鈴　木　市　郎

記

選　　挙　　長		選挙長の職務を代理すべき者	
住　　所	氏　　名	住　　所	氏　　名
省略	森　　暉	省略	村井　哲夫

伊勢市選挙管理委員会告示第 48 号

平成 23 年 10 月 19 日執行の東大淀土地改良区総代選挙における選挙立会人を、下記のとおり選任します。

平成 23 年 10 月 12 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長　鈴　木　市　郎

記

選　　挙　　立　　会　　人			
住　　所	氏　　名	住　　所	氏　　名
省略	中西　康	省略	森　文生

伊勢市選挙管理委員会告示第49号

東大淀土地改良区総代選挙における投票用紙の様式を別紙のとおり定めます。

平成23年10月12日

伊勢市選挙管理委員会

委員長　鈴　木　市　郎

平成二十三年執行　東大淀土地改良区総代選挙投票

伊勢市選挙管理委員会印

○注意

一　候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二　候補者でない者の氏名は、書かないこと。

こうほしゃしめい 候補者氏名

伊勢市選挙管理委員会告示第50号

伊勢市農業委員会委員選挙における選挙区の区域を分けて、別紙のとおり投票区を設置します。

平成20年伊勢市選挙管理委員会告示第49号は廃止します。

平成 23 年 10 月 12 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長　鈴 木 市 郎

選挙区名	投票区名	区　　　　　　域
第1	第1	宇治館町、宇治今在家町、宇治中之切町、宇治浦田町、宇治浦田一丁目、宇治浦田二丁目、宇治浦田三丁目、桜木町、中村町桜が丘、中之町、古市町、久世戸町、倭町、尾上町、岡本町、岡本一丁目、岡本二丁目、岡本三丁目、岩渕町、岩渕一丁目、岩渕二丁目、岩渕三丁目、吹上一丁目、吹上二丁目、河崎一丁目、河崎二丁目、河崎三丁目、船江一丁目、船江二丁目、船江三丁目、船江四丁目、豊川町、本町、宮後町、宮後一丁目、宮後二丁目、宮後三丁目、一之木一丁目、一之木二丁目、一之木三丁目、一之木四丁目、一之木五丁目、一志町、八日市場町、大世古一丁目、大世古二丁目、大世古三丁目、大世古四丁目、曽祢一丁目、曽祢二丁目、宮町一丁目、宮町二丁目、常磐町、常磐一丁目、常磐二丁目、常磐三丁目、浦口町、浦口一丁目、浦口二丁目、浦口三丁目、浦口四丁目、二俣町、二俣一丁目、二俣二丁目、二俣三丁目、二俣四丁目、辻久留町、辻久留一丁目、辻久留二丁目、辻久留三丁目、中島一丁目、中島二丁目、宮川一丁目、宮川二丁目
	第2	神社港、竹ヶ鼻町、小木町、馬瀬町、下野町
	第3	大湊町
	第4	神田久志本町、神久一丁目、神久二丁目、神久三丁目、神久四丁目、神久五丁目、神久六丁目、黒瀬町、通町、田尻町、一色町
	第5	中村町、楠部町、一宇田町、朝熊町、鹿海町
第2	第1	勢田町、藤里町、旭町、前山町、大倉町、佐八町、津村町
	第2	上地町、粟野町、中須町、川端町
	第3	上野町、円座町、神薗町、横輪町、矢持町、
第3	第1	西豊浜町、植山町、磯町、東豊浜町、樫原町、
	第2	有滝町、村松町、東大淀町、柏町、野村町
第4	第1	二見町
	第2	小俣町
	第3	御薗町

伊勢市選挙管理委員会告示第51号

平成23年11月27日執行予定の伊勢市農業委員会委員選挙における候補者届出書等の提出場所を、下記のとおり定めます。

平成23年10月12日

伊勢市選挙管理委員会
委員長　鈴 木 市 郎

記

提出場所　　伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市役所東庁舎
伊勢市選挙管理委員会室

伊勢市選挙管理委員会告示第52号

平成23年11月27日執行予定の伊勢市農業委員会委員選挙における不在者投票用紙等の交付場所を、下記のとおり定めます。

平成23年10月12日

伊勢市選挙管理委員会
委員長　鈴 木 市 郎

記

交付場所　　伊勢市岩渕１丁目７番２９号
伊勢市役所東庁舎４階
伊勢市選挙管理委員会室

東大淀土改選選挙長告示第１号

平成23年10月19日執行の東大淀土地改良区総代選挙における候補者として、下記のとおり届出がありました。

平成23年10月13日

東大淀土地改良区総代選挙
選 挙 長　　森　　暉

記

届出受理番号	届出月日	届出の別	候補者氏名（ふりがな）	性別	住所	生年月日	満年令	党派	職業
1	10.13	本人	岡本　忠佳（おかもと　ただよし）	男	省略	Ｓ19.10.12	67	無所属	農　業
2	10.13	本人	角　一幸（すみ　かずゆき）	男	省略	Ｓ38. 4.18	48	無所属	農　業
3	10.13	本人	森　茂（もり　しげる）	男	省略	Ｓ23. 3.28	63	無所属	会社員
4	10.13	本人	藤井　一範（ふじい　かずのり）	男	省略	Ｓ37. 7. 4	49	無所属	農　業
5	10.13	本人	西村　忠男（にしむら　ただお）	男	省略	Ｓ 8.10.28	77	無所属	農　業
6	10.13	本人	伊藤　昭太郎（いとう　しょうたろう）	男	省略	Ｓ26. 5. 6	60	無所属	海産物加工業
7	10.13	本人	浜口　茂（はまぐち　しげる）	男	省略	Ｓ16. 7.31	70	無所属	農　業
8	10.13	本人	村井　巧（むらい　たくみ）	男	省略	Ｓ16. 2. 5	70	無所属	農　業
9	10.13	本人	戸上　定章（とがみ　さだあき）	男	省略	Ｓ24. 7.21	62	無所属	農　業
10	10.13	本人	南　紀次（みなみ　としつぐ）	男	省略	Ｓ31. 2.18	55	無所属	会社員
11	10.13	本人	西村　武雄（にしむら　たけお）	男	省略	Ｓ13. 1. 6	73	無所属	農　業
12	10.13	本人	森　茂久（もり　しげひさ）	男	省略	Ｓ28.11. 1	57	無所属	会社員
13	10.13	本人	西村　正（にしむら　ただし）	男	省略	Ｓ24. 6.27	62	無所属	農　業
14	10.13	本人	岩田　雅良（いわた　まさよし）	男	省略	Ｓ37.10.13	49	無所属	農　業
15	10.13	本人	村井　正明（むらい　まさあき）	男	省略	Ｓ21.10.18	65	無所属	農　業
16	10.13	本人	浜口　進（はまぐち　すすむ）	男	省略	Ｓ34.10. 5	52	無所属	農　業
17	10.13	本人	濵口　仁（はまくち　ひとし）	男	省略	Ｓ24. 1.13	62	無所属	農　業
18	10.13	本人	入山　善基（いりやま　よしき）	男	省略	Ｓ24. 4.11	62	無所属	会社員
19	10.13	本人	戸上　隆弘（とがみ　たかひろ）	男	省略	Ｓ 7. 8. 8	79	無所属	農　業
20	10.13	本人	上島　登（うえしま　のぼる）	男	省略	Ｓ13. 1.16	73	無所属	農　業
21	10.13	本人	森　隆生（もり　たかお）	男	省略	Ｓ15. 4.19	71	無所属	農　業
22	10.13	本人	山下　勝清（やました　かつきよ）	男	省略	Ｓ37.11.14	48	無所属	農　業
23	10.13	本人	丸井　弘和（まるい　ひろかず）	男	省略	Ｓ29. 8.19	57	無所属	会社員・農業
24	10.13	本人	戸上　純夫（とがみ　すみお）	男	省略	Ｓ25. 8.14	61	無所属	農　業
25	10.13	本人	中村　和之（なかむら　かずゆき）	男	省略	Ｓ29. 2.10	57	無所属	農　業
26	10.13	本人	山口　善政（やまぐち　よしまさ）	男	省略	Ｓ24. 2.15	62	無所属	農　業
27	10.13	本人	中村　宏（なかむら　ひろし）	男	省略	Ｓ16. 4. 5	70	無所属	農　業
28	10.13	本人	川邊　秋彦（かわべ　あきひこ）	男	省略	Ｓ11.10.28	74	無所属	農　業
29	10.13	本人	辻　幸一（つじ　こういち）	男	省略	Ｓ23.10.21	62	無所属	農　業
30	10.13	本人	橋爪　忠司（はしづめ　ただし）	男	省略	Ｓ13. 1.14	73	無所属	農　業

東大淀土改選選挙長告示第２号

平成23年10月19日執行の東大淀土地改良区総代選挙において、届出のあった候補者がその選挙における総代の定数を超えないため、投票は行いません。

平成23年10月13日

東大淀土地改良区総代選挙
選挙長　森　　　暉

東大淀土改選選挙長告示第３号

　平成23年10月19日執行の東大淀土地改良区総代選挙における選挙会の日時及び場所を、下記のとおり定めます。

　　平成23年10月13日

東大淀土地改良区総代選挙
選挙長　森　　　暉

記

１　日　　時　　　平成23年10月19日（水）　午前10時

２　場　　所　　　伊勢市東大淀町201番地１
　　　　　　　　　東大淀町民会館

伊勢市公告第61号

伊勢都市計画を変更したいので都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに伊勢市に意見書を提出することができます。

平成23年10月3日

伊勢市長　鈴　木　健　一

1　都市計画の種類及び名称

伊勢都市計画高度地区

2　都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3　縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

二見総合支所地域振興課

小俣総合支所地域振興課

御薗総合支所地域振興課

伊勢市立伊勢図書館

4　縦覧期間

自　平成23年10月3日（月）

至　平成23年10月17日（月）

5　問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課　電話 0596-21-5591

伊勢市公告第 62 号

都市計画を決定したいので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、同条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに伊勢市に意見書を提出することができます。

平成 23 年 10 月 3 日

伊勢市長　鈴　木　健　一

１　都市計画の種類及び名称

伊勢都市計画特別用途地区

２　都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

３　縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

二見総合支所地域振興課

小俣総合支所地域振興課

御薗総合支所地域振興課

伊勢市立伊勢図書館

４　縦覧期間

自　平成 23 年 10 月 3 日（月）

至　平成 23 年 10 月 17 日（月）

５　問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課　電話 0596-21-5591

伊勢市公告第63号

都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに伊勢市に意見書を提出することができます。

平成23年10月3日

伊勢市長　鈴　木　健　一

１　都市計画の種類及び名称

伊勢都市計画用途地域

２　都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

３　縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

二見総合支所地域振興課

小俣総合支所地域振興課

御薗総合支所地域振興課

伊勢市立伊勢図書館

４　縦覧期間

自　平成23年10月3日（月）

至　平成23年10月17日（月）

５　問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課　電話 0596-21-5591

伊勢市公告第 64 号

都市計画を決定したいので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、同条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに伊勢市に意見書を提出することができます。

平成 23 年 10 月 3 日

伊勢市長　鈴　木　健　一

1　都市計画の種類及び名称

伊勢都市計画特定用途制限地域

2　都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3　縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

二見総合支所地域振興課

小俣総合支所地域振興課

御薗総合支所地域振興課

伊勢市立伊勢図書館

4　縦覧期間

自　平成 23 年 10 月 3 日（月）

至　平成 23 年 10 月 17 日（月）

5　問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課　電話 0596-21-5591

伊勢市公告第65号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成23年10月3日

伊勢市長　鈴　木　健　一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第66号

公　示　送　達

下記の者の交付要求通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により、総務部収税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成23年10月6日

伊勢市長　鈴　木　健　一

記

1　公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏　　　名	住　　　所
共栄商事有限会社	三重県伊勢市村松町1354番地10